

市第87号議案 横浜みどり税条例の制定について

1 趣旨（第1条関係）

緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るため、「横浜みどり税」として横浜市市税条例に定める市民税の均等割の税率の特例を定め、並びに固定資産税及び都市計画税の特例措置について定めることを目的として、横浜みどり税条例を制定します。

2 横浜みどり税の概要

（1）課税方式（第2条・第3条関係）

市民税（個人・法人）均等割超過課税方式

※ 市民税均等割への超過課税とは

現在、市民税では、地域社会の費用の一部を広く均等に市民の方に負担していただく趣旨で、均等割（個人3,000円、法人5～300万円）を課税しています。今回の超過課税は、その均等割に一定額（率）を上乗せする方法です。

【参考】市民税均等割が課されない方

所得が一定金額以下の方は、市民税均等割が課税されません。

（非課税の例）

- 65歳以上年金のみ収入
 - ・ 単身世帯 収入金額155万円以下（所得金額 35万円以下）
 - ・ 夫婦世帯（どちらか扶養） 収入金額211万円以下（所得金額 91万円以下）
 - 給与所得者
 - ・ 単身世帯 収入金額100万円以下（所得金額 35万円以下）
 - ・ 標準世帯（3人扶養） 収入金額256万円未満（所得金額161万円以下）
- （平成20年12月4日現在）

（2）税率（第2条・第3条関係）

（個人）年間900円

（法人）現行の年間均等割額の9%相当額

※ ただし、当初2年度間は利益計上のない法人を除きます。
（利益計上のない法人：全法人の約6割（平成19年度））

（3）税収規模

約24億円（年平均）（個人 約16億円 法人 約8億円）

（4）実施期間（第2条・第3条関係）

平成21年度から5年間

（個人）平成21年度分から平成25年度分まで

（法人）平成21年4月1日（利益計上のない法人については、平成23年4月1日）から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度分

(5) 基金への積立て（第4条関係）

税込相当額を「緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るための基金（別途新設）」へ積み立てます。

(6) 用途

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）のうち、①公有地化等樹林地・農地の保全、②緑化の推進、③維持管理の充実による緑の質の向上、④市民参画の促進などの施策・事業に充てます。

なお、税率の引き下げに伴う影響（財源不足）については、今後、事業手法の工夫による財源の確保や実施期間の一部延伸を検討するなど事業の内容や優先度を見極めながら、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）の根幹を損うことなく事業を推進してまいります。

3 固定資産税及び都市計画税の特例措置の概要

(1) 緑化認定証の交付を受けた建築物の敷地に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置（第5条関係）

ア 対象	緑化協議や緑化地域制度等に伴う緑化基準（別紙「参考1」を参照）を超えて5%以上の上乗せ緑化を行った建築物の敷地（敷地面積500㎡以上で緑化認定証の交付を受けたものに限ります。）
イ 条件	平成21年4月1日から平成25年12月31日までの間に、緑化部分全体を10年間保全する契約を本市と締結しているもの
ウ 軽減期間	当該契約を締結した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から10年度分
エ 軽減額	上乗せ緑化部分（特定緑化部分）に相当する税額の1/4
オ 対象面積	約30ha
カ 軽減規模	約0.5億円/年

(2) 指定された農業用施設用地に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置（第6条関係）

ア 対象	農家の敷地内等にある農業用施設（別紙「参考3」を参照）の用に供する土地（農業用施設用地）
イ 条件	平成21年4月1日から平成25年12月31日までの間に、所有農地等を10年以上耕作すること及び当該農業用施設を10年間継続して利用する契約を本市と締結し、当該施設の敷地として指定を受けているもの
ウ 軽減期間	当該契約を締結し、指定を受けた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から10年度分
エ 軽減額	一般の農業用施設用地の税額との差額相当分 〔住宅敷地等と同じ宅地課税となるため、敷地外にある一般の農業用施設用地と比較して税負担が高い。〕
オ 対象面積	約30ha
カ 軽減規模	約1億円/年

4 施行日（附則）

平成21年4月1日

【参考1】緑化基準（括弧内は、横浜みどり税条例案第5条各号に対応）

1 緑の環境をつくり育てる条例第6条第3項の基準（1号）〔既存建築物の判定の場合〕

敷地面積	1,000㎡未満		1,000㎡以上	
	商業系	左記以外	商業系	左記以外
工場等(※)	5%	5%	10%	15%
工場等以外	5%	5%	5%	10%

※ 工場等とは、工場のほか、変電所、研究所、トラック・バス等の営業所、倉庫、立体駐車場などをいう。

2 緑の環境をつくり育てる条例第9条第2項の基準（2号）

〔新築の場合など(3～5号の適用があるものを除く。)]

敷地面積	500㎡～1,000㎡未満		1,000㎡以上	
	商業系	左記以外	商業系	左記以外
工場等	5%	5%	10%	15%
工場等以外	5%	5%	5%	10%

3 横浜市開発事業の調整等に関する条例第18条第2項4号ア又は9号の基準（3号）

〔開発行為や斜面地の地下室建築物の場合など〕

第4号ア（開発行為）			第9号 (斜面地の地下室建築物の建築)
開発事業面積	500㎡～1,000㎡	1,000㎡以上	
商業系用途地域	5%	5%	建築敷地の10%
その他の用途地域	5%	10%	

4 緑化地域（4号）〔緑化地域に指定されている場合など〕

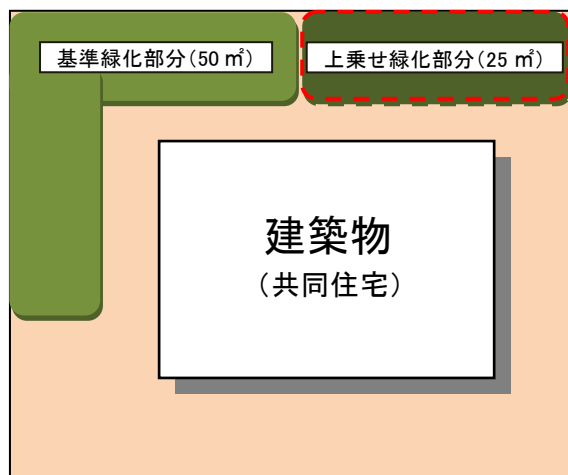
住居系用途地域	10%
---------	-----

5 工場立地法地域準則等の基準（5号）〔大規模工場（敷地面積9,000㎡以上等）の場合など〕

工業用専用地域、工業地域	15%
準工業地域	20%
金沢地先埋立地開発用地	13%
その他の区域	25%

【参考2】軽減対象面積の算定例

（事例）敷地面積500㎡・緑化基準10%・実際の緑化面積75㎡



<主な軽減要件>

- ・基準緑化部分：50㎡（敷地の10%）
- ・上乗せ緑化部分：25㎡（5%以上に適合）
- ・緑化部分全体：10年間の保全契約締結

<軽減対象面積>

- ・25㎡（全体緑化75㎡－基準緑化50㎡）
実際の緑化面積75㎡のうち、基準緑化部分50㎡を差し引いた上乗せ緑化部分25㎡が軽減対象。

<軽減額>

- ・25㎡に相当する税額の1/4が軽減対象。

【参考3】農業用施設用地の例

今回、軽減措置の対象となる農業用施設用地とは、農業振興地域の整備に関する法律第3条第3号又は第4号に掲げる施設の敷地となります。具体的な例を挙げると、次のとおりです。

1 農用地等の保全又は利用上必要な施設

農用地等における土壌浸しょく、地すべり等の災害を防止するために必要な溜池、排水路、階段工、土留工、防風林等及び土地の農業上の効用を高めるために直接必要なかんがい排水路、農道、牧道等の施設

2 耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設（1の施設を除く。）で次に掲げるもの

- (1) 農産物集出荷施設、農産物貯蔵施設、畜舎、蚕室、温室、農産物調製施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設
- (2) 種苗貯蔵施設、農機具収納施設、たい肥舎その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。）の用に供する施設
- (3) 耕作又は養畜の業務を営む者が設置し、及び管理する次に掲げる施設
 - ア 主として、自己の生産する農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の用に供する施設
 - イ 主として、自己の生産する農畜産物又は自己の生産する農畜産物を原料若しくは材料として製造され若しくは加工されたものの販売の用に供する施設
- (4) 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設